1 開会

(事務局)

それでは只今から、平成20年度第3回目北海道入札監視委員会を開催します。 開会に当たり、行政改革局長の谷本よりご挨拶申し上げます。

2 挨拶

(行政改革局長)

年末を控え大変お忙しい中、第3回目の入札監視委員会にご出席いただきありがとうご ざいます。

本日の委員会は、定例の報告事項のあとに、前回の委員会で委員の皆様から色々とご指摘のあった現地調査の結果判明したJVの問題や地域要件の問題、また、当別ダムの入札関係や指名停止期間の短縮の問題などについて、関係部の方からこれからの対応方策について説明をさせていただき、再度ご議論いただく予定となっております。

また、本日は農政部から再苦情についての審議依頼があったので、これについてもご審議をお願いすることとしており、たくさん案件がありますが、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただければと考えているところでございます。

簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろ しくお願いします。

(事務局)

それでは、会議を始めます。

これからの司会進行は、委員長にお願いしたいと思います。

3 報告事項

(1) 平成20年度入札契約執行状況(平成20年9月末)

(委員長)

それでは会議次第に従って進めていきたいと思います。まず、報告事項の(1) の「平成20年度入札契約執行状況」について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

お手元の資料をご覧頂きたいと思います。まず「一般競争入札の実施状況」ですが、前回報告のとおり土木現業所以外では一般競争入札を中心として執行されています。「落札率の状況」は全体的に若干低下の傾向となっておりますが、前回とそれほど数字は変わっておりません。委託業務についても若干の低下傾向で推移しております。3番目の「入札方式別落札率」の状況ですが、前回説明のとおり基本的に平成20年度から1千万円以上は一般競争入札を原則として執行しています。落札率の状況は一般競争91.6、前回報告のとおり簡易公募が若干残っており90.2、指名競争93.5、トータルで91.8ということになっています。

次に3ページの「部門別入札・契約実績」ですが、土木は件数が多いということもあり

指名競争入札でも執行されていますが、その他の所属では概ね一般競争入札で執行されています。4ページと5ページは、各執行機関毎に数字を出して詳細を掲載してあります。

石狩支庁、胆振支庁、十勝支庁、土木現業所の関係では札幌と帯広で落札率の低下が見られ、大分下がってきています。以上です。

(委員長)

これについて何かご質問はありませんか。

(委 員)

落札率が支庁別、或いは土木現業所別にパーセンテージで示されているが、先程説明があったように、石狩あるいは十勝、土木現業所を含めて、これらはかなり低下しているが、一方、例えば宗谷支庁、同じ管内の稚内土木現業所、あるいは根室支庁、同じ管内の釧路土木現業所などは下がったところと比べると、10ポイントくらいの差があります。この10ポイントが何を意味するのかというのはなかなか難しいが、1年半ぐらい見てきて、宗谷支庁管内については95パーセントぐらいで殆ど変化していないというような状況にあります。高い低いということの一つには金額の問題もあるのかもしれないが、平均で85ということは低いものは更に低いということであり、施工上の品質ということもあるのかもしれないが、低くなることによる「品質の懸念」ということについてどのように考えているのか。また、地域間の10ポイントほどの差違についてどう考えているのか。

(建設部)

個別の発注機関の状況については建設部として把握している訳ではないので細かいご説明はできませんが、落札率については入札執行の結果、つまり、応札者がその時々の手持ち工事量や資材の調達状況、或いは色々な工事計画の中で入札に参加した結果と捉えており、落札率の数値だけをもって高い低いの判断はなかなかしずらいと思っています。発注者の立場で見た場合、特に最近の低入札については品質の確保という観点、又は適正な経済活動という観点から危惧している部分もあり、それらの対応のために低入札価格調査制度、或いは最低制限価格制度などを用いて、極端な低入札や低価格による契約を防止し、品質の確保を図っている状況でございます。

(委 員)

地域要件の問題などがあって各管内の競争環境というものの差が顕れているのではない かと思いますので、後ほど、地域要件のところで改めて議論させていただきたいと思いま す。

(委員長)

他にご質問ありませんか。

(委 員)

一般競争入札と指名競争入札とでは、実施する際の手続などの事務的な負担にかなり差があるのか。

(出納局)

一般競争入札は不特定多数の事業者を、指名競争入札は特定多数の事業者を対象にしています。一般競争入札の場合は、不特定多数と言いつつも履行が確保されなければならないという見地から、入札参加資格要件を設けて事前に審査を行い、入札に参加できるかどうかをチェックしています。

一方、指名競争入札の場合は、指名選考委員会で事前に入札に参加する適格者を選定しています。事業者から申請書をもらうのではなく、道が独自に客観的な選定基準を設けて、道が持っている情報に基づいて適格な事業者を選定する指名競争入札と、対象が不特定多数ということから資格要件に合致する事業者を事前審査する手続を踏む一般競争入札とでは、一般競争入札の方が審査書類の整備や事前審査に係る事業者への説明などの手間がかかるという点で大きな違いがあります。

実際に入札への参加に当たっても、一般競争入札の場合は地域要件を定めるに当たって20者以上という基準はありますが、基本的に基準に合致している事業者は何者でも応札可能ですから、道の基準で7者以上としている指名競争入札の場合と比べると、地域要件で一定の制限があったとしても一般競争入札の方が事業者の参加数は多いので、手続上、事業者のチェックという面でも、あるいは(入札を)執行するという面でも差があると言えると思います。

それを解消しようとして、一般競争入札の手続の緩和のために、電子入札に限って「事後審査方式」を試行的に導入しています。本来入札に参加する場合は事前審査が必要で申請者の全てを審査しなければならないが、「事後審査方式」の場合は事前審査をしないでとにかく入札に参加させて、入札の結果で1番札、2番札、3番札と順位づけをして、その順に事後に資格審査を行い、1番札が事後審査で資格が有効だと認められればそのまま落札決定するというものです。事前審査よりも手続を緩和できるということで、一般競争入札の拡大を促進する方法として「事後審査方式」の試行的導入に現在取り組んでいます。(委員)

あまりに一般競争入札の手続が煩雑だと、指名か一般かどちらでもいい場合、実施する側としては指名の方を選びたくなると思いますが、その点で手続が緩和できるような方向に向かっていけば好ましいと思います。どらちでもいい場合に指名の方を選ぶ場合というのは、やはり品質の保証とかの面で道の側でわかっている業者に参加してもらいたいという要因が一番強いと考えていいか。

(出納局)

指名基準があり、参加して欲しいというよりは履行確保が前提なので、もちろん競争性の確保も念頭に置きながら実施しています。競争性の確保というのは指名業者7者以上などですが、金額によっては10者なり15者に増やしており、あくまで履行確保を念頭に置いた業者としています。

どのような基準かといいますと、まず受注意欲があるかどうか、履行成績や履行経験、いわゆる一般競争入札でいう地域要件に当たる営業地域などとなっています。選定する事業者が30、40と多い場合に、勿論そのまま実施できないわけではありませんが、機会均等というルールもあるので、どの事業者でも履行を確保できるという前提があれば、最終的にこの機会均等のルールを用いて、例えば7者なり、8者なり、9者なりというところまで参加業者を絞り込んで選定できるようになっています。

指名基準が改正される平成12年以前は事業ができる業者をピックアップする方式でしたが、それではまずいということで、現在は該当する業者を全部名簿に登録して、その中から営業地域、履行経験や履行成績などで客観的に適切な事業者を絞り込むなどして、あくまでも客観的な観点で選定できる仕組みになっています。

(委 員)

一般競争入札ではきちんと工事を履行できる業者が集まるかどうか見通しが立ちにくい ときに、指名の方が好まれると捉えていいか。

(事務局)

1 千万円という金額で客観的に分けていますが、支庁の場合は殆ど指名競争入札を排除 し、主に一般競争入札となっています。

(委 員)

1千万円を下回る場合でも一般競争入札でもやってもいる訳ですね。

(事務局)

然り。

(出納局)

建設工事については、「入札契約制度の適正化に係る取組方針」というのがあり、平成19年10月から段階的に一般競争入札を拡大し、平成20年4月からは1千万円以上のものは原則として一般競争入札とするように仕組みを変えました。ですから、工事については1千万円以上は基本的には一般競争入札で、1千万円を下回ったものは指名競争入札でいいということになっています。

ただし、1千万円を超える場合でも事情のあるもの、例えば履行期限が限られている工事や災害関連の工事などについては指名競争入札でできるよう例外要件を設けています。 事業者が選定できるとかできないとかという理由で指名競争入札にするという訳ではありません。

(委員)

1千万円を下回れば原則として指名競争入札という考え方でいいか。

(出納局)

切り分けとしてはそうですが、1千万円を下回っても一般競争入札でできるものはしようということで、下回っていても一般競争入札でやっている事例はかなりあります。

(委 員)

- 一般競争入札ができないものとはどういうものか。1千万円を下回るもので、
- 一般でも指名でもどちらでもいい場合に指名の方を選ぶ理由を知りたい。

(建設部)

先程出納局からも説明があったように、一般競争入札の場合は、事務的な手間がかかる ということ、入札実施までに指名競争入札に比べて倍以上期間を要するという問題がござ います。建設工事に関して1千万円で区切ったのは、そういう業務量や全体の件数など勘 案した結果です。

原則できるものはしようということですが、特に各土現で発注する工事はかなり件数が 多いことから、全ての工事を一般競争入札で実施するというところまでは対応し兼ねます。 (委員)

事務的な手間や時間が一般競争入札の方がかかるわけですね。わかりました。

(委員長)

他にありませんか。

(委 員)

資料の中に「地域要件と応札者数について」というのがあり、今の議論とも関連するが、 この表が如実にあらわしていると思います。

落札率がどの辺りが適正なのか、また、品質管理の面などからも色々と議論があるのかもしれないが、(応札者数が)多いと落札率が下がってくるというような傾向があります。 従来、指名選考の場合は10者以内に抑えていたような経緯があるのではないかと思うが、 (応札者数が)多くなると競争が活発化してくるという見方もできるので、この辺りを参 考にして今後の対応をご検討いただければと思います。

(委員長)

他にありませんか。 それではないようなので、(2)の「談合情報への対応状況について」、事務局から説明をお願いします。

(2) 談合情報への対応状況

(事務局)

資料の7ページになりますが、前回委員会以降の談合情報ということで2件寄せられています。両方とも函館土木現業所の案件ですが、2件とも条件を変更して再度募集して入札を執行しています。再度の募集に際しては、情報のあった業者は参加しておりません。以上です。

(委員長)

この談合情報について、何かご質問ありませんか。

(委 員)

どちらも函館土木現業所で別の種類の工事のようですが、談合情報があった業者は違う ところですか。

(事務局)

違います。

(委員長)

他にありませんか。それではないようなので、次の(3)の「その他の報告事項」について、前回の委員会で宿題としていた事項ですが、事務局から説明をお願いします。

(3) その他報告事項

(事務局)

まず、「一般競争入札になって応札者数はどうなったか」というご質問に対してですが、 1ページ目に「地域要件の有無」で整理してあります。基本的に平成20年度は一般競争 入札は増えてきていますが、それほど応札者数に変化はなく地域要件の有無でもそれほど 影響はありません。地域要件のない工事には特殊なものがあることから、応札者数が少な い工事案件が増えており、要件なしの方が若干低い数字となって出ています。

先程委員からお話しがあったように、応札者数が10者を超えてくると落札率が低下の傾向が大きく出てくるかなという感じになっています。下の方に「応札者数平均」と「落札率」も参考までに載せてあります。

次に「電子入札を導入してどうなったか」というご質問に対しては2ページ目ですが、 平成19年度は試行的な導入でしたので対象は少なく全体で88件、平成20年度は9月 末で628件で実施されています。全体で2,696件ですから、そのうちの2~3割程度で執行されていますが、落札率等に特に影響が出でいるようなことはないと見ています。まだ工事の一部ですので、(現段階では)そのような答えになろうかと思います。

3ページ目ですが、「電子入札の導入スケジュール」を載せてあります。計画どおり進んでおり、平成20年度は「A等級工事」と「委託業務」を対象として実施しています。

4ページ目ですが、随意契約の傾向は、前回の委員会でも話があった農政部は前年度完成しなかった工事の後工事、土木の方については予算等の都合により分割された「前工事と一体不可分」の工事が多くなっています。

最後に前回の委員会で希望のあった「工事内訳書」のサンプルですが、2ページものと 16ページものの2種類を付けてありますので、参考までにご覧ください。

(委員長)

これについて何か質問ありませんか。

(委 員)

一般競争入札にしても参加する業者数にあまり変化は見られないとのことですが、入札 参加業者の顔ぶれは今までと比べて変化はあるのか。それとも指名競争入札の時には入っ ていなかった業者が入ってきているのか。

(事務局)

今回は数は調べたが、顔ぶれまでは調べておりません。

(委員)

今まで見たこともなかった業者が入ってきたというような事例はないのか。顔ぶれも業者数も変わらず、名称だけ「指名」から「一般」に変わっても、あまり影響はないのだろうとは思うが。

(事務局)

詳細には調べていないのでわかりませんが、平成19年度においても「多様な入札」ということで、手を挙げた業者は基本的に指名するという形でやってきている。確認している訳ではなく推測ではありますが、それほど業者の顔ぶれに違いはないのではないかという感じはしています。落札率が極端に下がっているものなどを細かく分析すれば違いが出でくるのかもしれませんが、今回はそこまで調査をしていないので詳細は把握しておりません。

(委員長)

他にありませんか。

(委 員)

随意契約の理由毎の表がありますが、随意契約理由書はどのような状態で管理されているのか。また、随意契約理由のチェックシステムはどうなっているのか。

例えば、事業所単位、部局単位、部局を超えた道庁単位というのもあろうかと思うが、 国の機関では会計検査の際に随意契約理由書の提出を求められることがあるので、道では どうしているのか。

(出納局)

一般論ですが、随意契約の理由書は、起工決定書、つまり工事を起案する一本一本の随 意契約の契約単位ごとに決定関係書類に理由書を添付する手続にしております。 チェックの方については、指名選考委員会で特命随契といわれる一者による随意契約について、妥当かどうかという審議を、それぞれが指名選考委員会で個々に審議しているところでございます。

(事務局)

付け加えると、手続の透明化についてですが、今後、透明化を増すように随契をした理由、その他の透明性を増すようなシステム、様式の一本化も含め検討していくということです。現時点では、ものによっては随契理由等が内部だけで決まってしまっているとか、そういったことも中にはありますので、現在検討しているということです。

(委員)

随契の状況を見ますと、19年度と20年度を比較しまして、トータルで数字的には半減しているのであるが、ただ、農政部さんの方では、ほぼ19年、20年度とも同じ推移できている状況にあります。その中で、「予期しない中止に伴う後工事」ということで19年度19件、20年度20件ありますが、確か私の記憶の中では、年度をまたぐというんですか、冬を挟むということで、一旦工事をしまして、また年度をまたいだ段階で、再度、随契するということだったかと思いますが、まず、その理解でよろしいのでしょうか。

(農政部)

そのとおりです。 雪とか早めに降りますと、農地に手を加える工事などは工事を中断させざるを得ないので、その仕上げの部分を、春、雪融けてから、農作業前に実施するということで、本来的に工事施工者の責任を明確化するために、随契を行うということでガイドラインに決めた項目についてやっております。

(委 員)

そうしますと、当初契約時からそのことは事前にわかっていることになろうかと思うので、当初の契約の段階で、年度をまたぐ契約というものはできないんでしょうか。

(農政部)

この部分は、工事の仕様書の中で、秋に工事をやるものですから、「天候によって中止になる場合があります。その場合は(翌年度に廻す工事分は)設計変更で落とします。」 旨を明示してます。

このパターンでの随契の場合、春工事をやる場合は、新たに経費を積算するのではなく、 その元工事と合算して積算するということで、経費を余分にかけるということをしないの で、そういうことを覚悟して応札してくださいというような仕組みにして行っているもの です。

(委 員)

そうすると、当初の契約の際に、「手直し工事を組んだ段階で、業者さんから見積もりを取って、入札を行い、その金額が一番低い業者に工事を行わせる」として、契約することはできないのですか。

(農政部)

本来的には、工事期間を設定してそれまでに完成させて終わるというのが一番望ましいのです。

ただ、降雪又は秋に長雨続くという天候は、想定の範囲を超える場合がある。

地域的にも違ったりするということもあるので、それを織り込んで契約するのは難しいも

のがございます。この場合は業者にとって手直しではなくて、あくまでも途中で工事を止 やめた分の仕上げをやるということなんですから、新たなものを加えてやるということで はないということ、それと、積算上は合算の積算をやるということで、実は春先にそこに 行って機械を準備する等の経費も前年度工事との合算でやっており、そこに新たな経費を かけなくても済む。要するに天候の関係があり、そういうことも工事の特性から、十分御 理解の上、応札してくださいというような説明をしています。

(委 員)

今の説明でいくと、枠は一緒ですよというような感じで聞こえるんですけれども、そうなれば随契でなく、当初の契約に盛り込んでしまって、それでやれば基本的に枠が同じであれば、いいように思うんですけれども、ちょっとそこが私の段階ではわからないんですけれども。

(農政部)

予算上から見ると、(その場合)繰越予算という予算経理、もしくは一部債務負担の議決をとってやるということになるのですけれども、その年度内に完成させるのがベスト。 ただし、たくさんある工事の中には、どうしてもそうしたものが出てきてしまうというように、お考え頂ければと思います。

(委 員)

委員の今の質問は、年度をまたいだ多年度契約をなぜしないのかという質問ですよ。 (農政部)

工事の終了がいつになるか想定できないからです。

工事が実際に年度内に、終わるか、あるいは、年度内に終わらず年度をまたぐかが。

工事工程に沿って施工するものの、雪が降って工事ができなくなっちゃったというのは、 そのときにならないと判らず、従って、翌年度にまたがる予算がいくらになるかも最初の 段階では確定しないわけです。

(委 員)

だから、私の理解ではですね、別に確定させる必要はなくて、それは終わった段階で確定させればいいのです。

(農政部)

財務上は金の精算を、それぞれ年度中でせざるを得ないんです。

(委 昌)

工事の進捗状況を工事工程と併せてチェックし、進捗に応じて払うのも一つの方法と思いますがいかがでしょうか。というのも、できるだけ随契というのは無い方がいいので、そういう方法も考えられるかなと思いますので。

(委員)

ちょっと理解できないところがあるんですが、最初の金額は入札を行って契約して、雪が降って中断になったらそこまでで、いったん精算。お金を支払って冬を越して残りの部分を落札した業者に随意契約で後工事としてやってもらっているということですか。

それとも、最初の工事も随意契約でやっているのか。

(農政部)

否。最初は入札です。

(委 員)

じゃあ、後ろのほうだけ。

(農政部)

然り。

(委員)

わかりました。

(委員長)

どうなんですか。

いま、委員のほうから指摘のあった方法ではできないのですか。

(農政部)

年度をまたがる工事について、設計変更する時期とかタイミングがその時期にならない と確定できない。従って、金額も確定できません。

工事の進行管理というのは、工事工程表に沿ってやっていくが、工事ができなくなったとして、工事を中断するという時期は予定できません。農家さんには、なるべく年度内、 雪降る前に完了させてほしいという要望があるものですから、基本的には年度内完了を基本として進めております。

基本的には残ることを前提とするのではなくて、年度内に全部やる、雪が降る前に終わらせたいというような形で進めているものですから、予算を把握することは現実上はなかなかできないという状況にある。

ただ、委員ご指摘の随契というものがずっと残るということ自体は好ましいことではないという御意見がございますので、そのへんのところは現状の問題として、 私ども一度、 検討させていただきたいと思います。

(委員長)

他にございませんか。

(委 員)

工事費内訳書のサンプルがいくつか出ているんですけれども、各工事に対して、どういうふうに作成しなさいということについては、工事種別を含めて細かく指定して提出させているのでしょうか。

(事務局)

資料の一番最初の、「工事(委託)費内訳書の入札時の取扱いについて」の4番で、「内 訳書については、支出負担行為担当者が入札ごとに別に示す様式の項目に対応する金額を 記載する。」ということで、公告の時に定めています。発注三部で。

(委 員)

ということは、同一工事については、全く同一なもので提出されるということですか。 (事務局)

然り。同じものです。項目に誤りがあれば、失格になる場合があります。

(委 員)

さらに、裏のページに同一性の確認ということが書かれておりまして、金額に同一性があるとか、同じ誤りや印刷時の汚れがある、例えば、同じ誤字を、誤字と言うと漢字しかないと思うんですけれども、漢字で同じ誤字をしていたら、これは何故同じ誤字をしてい

るのか、非常に正しいと思いますけれども、それ以外に提出された書類を見てですね、チェックできるようなポイントって、実際上、実務上可能なんでしょうか。

(建設部)

実際、正直申し上げて、私、この業務にタッチしたことがないんですが、現場からの話を総合すると、ここに書いてある二つは分かりやすいものになってますし、あとはですね、それぞれの設計の中身をある程度熟知した者でなければ判断がつかないという面がある。そういう部分の感覚というんですか、それに頼らざるを得ないという部分もあるかと思います。

(委員)

同一性の判断については、かなり実際上は難しいというように理解してよろしいですか。 (建設部)

然り。

(委 員)

内訳書については、支出負担行為担当者が決めるということなので、そうしますと、内訳 書の様式は担当者の数だけあるというように考えてよろしいのですか。

(事務局)

基本的にその発注機関ごとに決められている。

支出負担行為担当者は、契約担当者、契約を担当する方のことを言っている。

(委員)

だけど、ある程度の数はいらっしゃるんですね。

(事務局)

基本的には工事ごとに担当課で、作成することになります。

(委 員)

内訳書ですが、最初の2枚は非常に簡略化されていますけど、その後のはかなりのページ数というところがあって、かなり、ある意味ではどんな工事をやっているか、これでベストかどうかわかりませんけれども、かなり詳細なものになっているというふうに考えます。単純に考えますと、事務量にもよると思うが、チェックする方としては、詳細なものの方が望ましいという気がするが、いかがでしょうか。

(事務局)

項目の多い少ないというのは、工事の内容にもよるとは思うが、あまり細かいと、入札の時間の中でチェックしなければいけないものですから、手間もかかり時間も費やすことになる。

その入札会場で、チェックが終わらない限りは、落札者決定をできないので、あまり項目 を多くすると実務的に大変かなという気はします。

(委 員)

ただ、あまり集約してしまうと、わからないのではないか。

(事務局)

然り。

(建設部)

建設部、土現で発注する際の様式ですが、一番上の工事費内訳書2ページに亘る項目は、

全部基本的なもので、工事の内容によって項目がそれぞれ変わります。

これは、工事の内容に応じて、相手側に求めているもので、ここに書かれているものについては全部書きなさいということです。

(委員長)

他にございませんか。

無いようですので、議事に入りたいと思います。

4 議事

平成20年度第2回北海道入札監視委員会からの指摘事項に対する対応方策について (委員長)

本日の議事は、「平成20年度北海道入札監視委員会からの指摘事項に対する対応方策について」で、これは前回の委員会で各委員からさまざま御議論、御指摘のあったものを事務局において委員会指摘事項としてとりまとめて、項目ごとに、今回、道として措置する予定の改善内容とあわせて整理してもらったものであります。

指摘事項については、それぞれ各委員の承認を得た上で公表していた事柄ですので、説明は対応方策に関して一括して説明をお願いしたいと思います。

(建設部)

建設部建設管理局長でございます。

それでは、私から前回、当委員会から現地調査ですとか、入札制度の改善などに関する 事項、それから指名停止事務処理要領の運用等につきまして、御指摘をいただいておりま すので、その対応状況などにつきまして、発注三部の事務局といたしまして、御説明申し 上げます。

はじめに、「特定JVの活用」についてでございますが、これにつきましては、「対象工事等の具体的基準等について、全庁統一的な指針を策定し厳格な運用に努めること。」、また、「建設工事共同企業体運用基準に規定する入札参加資格を遵守し、地域要件等の資格要件は設定しないこと。」との指摘をいただいております。

この特定 J V の活用に係る対応につきましては、今後、予定価格が 3 億円以上の大規模工事に限定して活用することとし、地域要件の設定に当たりましては、特定 J V の本来の目的を踏まえまして、「建設工事共同企業体運用基準」に規定します「道内に主たる営業所を有すること」を超える資格要件は設定しないこととしたいと思っております。

また、これらの事項を含め「建設工事共同企業体運用基準」の遵守につきましては、全庁に文書で通知し、その徹底を図ることとしております。

なお、対象工事等に関する具体的基準につきましては、他府県での取扱いなども調査の 上、そのあり方を検討することとしておりますので、取りまとまり次第、別途、御報告い たしたいと考えております。

次に、「単体企業との混合入札」についてでございますが、これにつきましては、「共同企業体を活用する工事入札において、単体企業との混合入札を原則とするよう必要な規定等の整備を行うこと。」との指摘をいただいております。

この単体企業との混合入札への対応につきましては、特定JVを活用する工事について、原則、混合入札とすることとし、その旨、先ほどの「運用基準の遵守」と同様に文書によ

り、全庁に通知することとしております。

次に、「JVの結成回数」についてでございますが、これにつきましては、「共同企業体の結成は、資格の種類ごとに各発注機関1回に限定すること。」、「一の企業が共同企業体と単体企業との同時登録することを認めないとする国の適正化方針に則した取扱いについて引き続き検討すること。」との指摘をいただいております。

まず、経常 J V の結成回数につきましては、これまで、企業合併等を促進する観点から、各部におきまして、結成回数の特例を設けてきたところでございますが、経常 J V の活用目的を踏まえ、これらの取扱いについては、平成20年度末をもって、すべて廃止することとし、今後は、「建設工事共同企業体運用基準」で定めるとおり、経常 J V の結成回数は、資格の種類ごとに各発注機関 1 回とすることとしております。

なお、単体企業との同時登録につきましては、議会議論も踏まえまして、中小建設業者の受注機会の確保及び経営力や施工力の強化などの観点から、昨年8月に策定しました「入札契約制度の適正化に係る取組方針」におきまして認めてきている経緯もございますので、道としましては、当面、単体と経常JVとの同時登録は継続する必要があると考えておりますが、御指摘の点も踏まえまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に「入札手続きの透明化」につきましては、出納局の方から御説明を申し上げます。 (出納局)

出納局でございます。

「入札契約手続にかかるマニュアル等を策定し、意思決定の過程や作成資料等について、 全庁統一的な取扱いとすること。」、「指名選考委員会等の入札契約手続に関する各種の 委員会を支庁内で一本化すること。」という御指摘をいただいております。

最初の「意思決定の過程や作成資料」の部分についてでございますが、入札契約に係る 意思決定の過程が明らかになりますように、競争入札及び随意契約について起案決定をい たします時に、入札参加資格を定める理由や、指名選考の理由、随意契約を適用する理由 等を明確にすること及び当該理由を記載する様式等の統一を図ることを目的とした共通的 な取扱いをできるだけ早い時期に定めるよう検討をいたしたいと考えております。

二点目の「支庁内での一本化」の部分でございますが、現在、支庁制度改革や事務事業の見直しに伴う組織の改編が検討されておりますことから、指名委員会等のあり方等につきましては、これらの状況も見ながら、検討を進めさせていただきたいと考えております。

なお、それまでの間、支庁や土木現業所におきます指名選考委員会の委員の相互参入実施の可能性につきまして、関係部と協議をいたし、今年度末までに結論を出したいと考えております。

以上でございます。

(建設部)

続きまして、「地域要件の設定」ついてでございますが、これにつきましては、「大規模な工事においては、より適正な競争を確保するため、現状「支庁管内」「土木現業所管内」としている入札参加資格は「隣接支庁管内」、「隣接土木現業所管内」等に緩和すべきである。」との指摘をいただいております。

この地域要件の設定に当たりましては、現行「制限付一般競争入札実施要領の運用の要領4の関係の3」の規定によりまして、5億円未満の工事にありましては、契約の適正な

履行及び競争が確保できる範囲内において、支庁管内との地域要件を設定することができるとしておりますが、この対象金額を平成21年度から3億円未満の工事とし、特定JVの地域要件との整合性を図ることとしております。

次に、「指名停止業者の入札参加」についてでございますが、当別ダム建設工事の入札に当たりまして、当別町の皆様方などが、永年、当別ダムによる水道水の安定的な確保を待ち望んでおり、ダムの完成が遅れますと、住民生活の安全・安心に大きな影響を与えることや、予定しております工期の短縮は難しいことから、これ以上、入札の執行を遅らせることは困難であったこと、さらには、このダムは、コスト縮減と環境に配慮した工法を採用しての全国的にも初めての「台形CSGダム」であることから、できるだけ多くの技術提案を競い合わせることの必要がありましたことから、指名停止の者を除く2つのJVによる入札では、品質確保などの観点からその目的が達成できないと判断したところでございます。

こうしたことから、この工事の入札に参加を申請していた者のうち、指名停止を受けていた者を、「指名停止事務処理要領第5のただし書き」の規定により、この一般競争入札への参加を認め、入札を執行したものでございますが、このことに対して、議会等から、このただし書きの適用に関しての様々な意見や議論があったところでございます。

また、当委員会からも競争入札参加資格者指名停止事務処理要領等の具体的な見直し案についての説明を求められているところでございます。

こういったことを受けまして、道では、指名停止事務処理要領第5の「支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方又は一般競争入札の参加者としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない」とされておりますが、この条文について、現在「一般競争入札に関する記述を削除する」又は「適用実例の限定列挙など一般競争入札への適用を明確にする」といった方向で検討を進めているところであり、年度内には結論を得る予定としているところでございます。

最後に、指名停止期間の短縮についてでございますが、今年6月の北海道開発局農業土木談合等に係る企業の指名停止措置を行った当時、道内の経済の状況は、特に建設業においては、昨今の公共事業の縮減など建設市場の縮小に加え、今年に入って北海道を代表する企業の倒産をはじめ、道路特定財源問題に関しての事業の執行が一時凍結されるといった事態に至るなど、大変厳しい状況に置かれ、こうした影響は、地域の経済や雇用に急速な悪化をもたらすものと懸念されていたところでございます。

このときの指名停止の検討に当たりましては、このように道内建設業が厳しい経営環境に置かれている中で、個々の資格者である建設業に共通する当時の社会経済状況に着目し、長期間にわたる指名停止の措置によって、地域経済や雇用に大きな影響を与えることとなるとの考えなどを総合的に判断して運用第2関係第1項3を適用し、指名停止期間の短縮を行ったところでございます。

その後、道内経済状況は、短縮措置を判断した時点と比べ、さらに大きく変化しており、 今後、当該措置を継続することに対する企業間の不公平感の増大が懸念されたこと、さら には、当委員会からの御指摘も踏まえ、12月1日に副知事を委員長とする競争入札参加者 審査委員会において、今後、新たな事案が発生した場合には、この度のような短縮措置の 適用は行わないことを決定したところでございます。

なお、指名停止事務処理要領の運用第2関係第1項3の「資格者については情状酌量すべき特別の事由があるときは、運用に定める期間未満の指名停止の期間を定めることができる」とされている条文については、現在、「本規定を削除する」又は「適用実例の限定列挙など情状酌量すべき特別の事由を明確にする」といった方向で検討をしているところでございまして、年度内に結論を得る予定としているところでございます。

以上が、前回、委員会におきまして、御指摘をいただきました事項に関する対応状況で ございます。

(委員長)

ただ今の説明によりますと、「特定 J V の活用」と、「混合入札」、それから「経常 J V の結成回数」については、当委員会の指摘に沿って改善するということになりました。

また、「地域要件」については、かなり大規模な工事にまで入札参加業者を管内業者などに限定した取扱いをしていましたが、今回、その対象工事を5億円から3億円にするという改善策が示されました。

残りの、「入札手続の透明化」と「指名停止業者の入札参加」、「指名停止期間の短縮」 については、現在検討中ということではありますが、具体的な見直しの方向といつまでに 結論を出すかという時期が明示されました。

これらの説明について、御意見、御指摘などはありませんでしょうか。

(委員)

「その他報告事項資料」の中の「地域要件と応札者数」では、19年度、20年度で地域要件ありというところで、3億円以上の工事が平成19年度で18+3の21件、平成20年度で18+3001件、平成15件となっており、概ね年間150件ぐらいが要件を変えることによって直接的に影響する工事と理解してよろしいでしょうか。

(建設部)

然り。

(委 員)

「入札監視委員会からの指摘事項に対する対応方策」の道として「検討する」についての 検討の時期が具体的に入っていないケースもあるが、これはいかがするつもりか。

(出納局)

「入札手続きの透明化」の部分について、最初の意思決定の過程や作成資料の部分ですが、 もう、年の暮れでございますので、明年1月から迅速に検討に入りまして、3月中にでき ればやりたいのですが、各部も絡むので、21年度中のできるだけ早い時期に取扱いを定め たいと考えております。

(委員長)

他にございませんか。

それでは、他に御意見、御指摘もないようですので、おおむね委員の皆さんの理解が得られたと思いますので、道においては、この対応方策に沿って実行をお願いいたします。

それでは、次に審議事項5番目の「再苦情に関する審議」を行いますが、この審議は「委員会設置要綱」の規定によって非公開となっておりますので、恐れ入りますが報道機関の方は御退出願います。

本日の審議の概要については、後日、改めてホームページに掲載し、公表させていただきますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

5 審議

再苦情の審議について

(事務局)

準備に少し時間をいただきます。再苦情の審議関係者以外の方も退席されて結構です。 (事務局)

準備ができましたので、委員長よろしく願いします。

(委員長)

審議に入る前に事務局の方から、今回の再苦情の内容等の概略について説明願います。 (事務局)

今回の再苦情ですが、平成20年度の檜山支庁農村振興課発注の「経営体育成基盤整備 今金地区 第2工区」の案件に関するものでございます。

再苦情は、平成20年10月16日付けで北海道知事から、「株式会社 草間建設工業 代表取締役」に対して発出した「競争入札参加排除決定通知」に対し、先ずは1回目の苦 情申立が同年同月23日になされました。

その内容は、競争入札参加排除決定を解除することを主旨としたものであり、知事に対し、なされたものでございます。

これに対して、道は同年10月31日付けで同社に対し、今回の参加排除の決定の解除 は認められないことを主旨とした「参加排除の理由等の説明について(回答)」という文 書を発出いたしました。

この文書に対しまして、同社から11月11日付けで、再苦情として、再度、苦情申立 がなされたものでございます。

内容につきましては、資格審査の段階で、檜山支庁が書類をよく確認しなかったために、 同社を入札に参加させることになったのであるから、今回の参加排除の処分は納得しかね るとして、再度、参加排除の決定を解除するよう、申立がなされたものでございます。

この再苦情の取扱いにつきまして、道農政部から当委員会に対しまして、「工事等に係る指名停止等における苦情処理要領」第4の2の(2)の規定に基づき、「再苦情の審議」を行っていただくよう、昨日、12月24日でありますが、要請がありましたので、今回審議を行って頂くに至った次第でございます。以上でございます。

(委員長)

この会社に対して競争入札参加排除を決定するに至った理由や詳しい経緯などについては、この後、農政部の方から説明していただきますけれども、まず、只今の事務局の説明に対して、何かご質問はありませんか。

(委員長)

経緯などについてはよろしいですか。

それでは、農政部から、説明いただきます。説明をお願いしたい内容なんですが、まず、 第一に、資格審査で、どのような書類を業者側から提出してもらって、それをどのような 方法や体制で審査、承認を行ったのか。 第二点目に、競争入札参加排除処分について、何を根拠にして、いかなる理由により判断したのか。その判断は誰がどのようにして行ったものなのか。

第三に、さらに、第1回目の苦情があった際に、いかなる理由により参加排除の決定の解除を認めないことと決定したのか。またその判断は誰がどのようにして行ったものなのか。これについてご説明願います。

(農政部)

それでは、今の三点について農政部の方からご説明いたします。一点、二点目につきましては檜山支庁で実務を行っておりますので、その経過、内容について支庁の方から説明したいと思います。三番目の今回の苦情申し立ての件につきましては、農政部の方から説明致します。

(檜山支庁)

檜山支庁農村振興課長でございます。檜山支庁で行っております資格審査委員会の事務 局を担当している課でございます。

確認させて頂きますが、資格審査委員会に提出して頂いた資料と審査過程の説明でよろ しいでしょうか。

(委員長)

然り。どのような体制で審査して承認しているのかということです。

(檜山支庁)

経営体育成基盤整備 今金地区 第2工区でございますが、農作物の生産性を上げるために、田んぼの土を変える客土ですとか、田んぼの透水性を良くするための暗きょ整備を行う工事でございます。予定価格が1,467万9千円、工事期間が平成20年9月2日から12月10日まででございます。工事の公告をしたのが平成20年の7月5日から28日。その後の資格審査を、8月1日から4日までで行いました。8者から応募があり、競争入札参加資格審査申請書、添付書類として、類似工事施工実績調書、類似工事の施工実績を証明する書類、特定関係調書、その他支出負担行為担当者が必要と認める書類ということが定められておりまして、関係書類が提出されております。

なお、その他支出負担行為担当者が必要と認めた書類には、「制限付一般競争入札応募要件確認表」というものがあります。これには、それぞれの資格要件、条件を付しており、これに要件・条件毎に合致しているか否かを、応募者自らが○を付けたものを提出してもらっております。

それらの書類に基づきまして、8者からの書類を当課で受付し、檜山支庁の競争入札審査委員会規定に基づき、資格審査委員会で使用します「制限付一般競争入札参加申請者技術等審査表」、それから「審査調書」、過去の履行経験、今回の工事に該当する過去10年間の履行実績の工事内容を記載している「審査調書」、それと「制限付一般競争入札応募要件確認表」に記載されている事項を一覧表に整理いたしまして、檜山支庁審査委員会規定に基づく審査委員会が開催されております。

この委員会は、檜山支庁の産業振興部長を委員長としまして、委員は各関係課、総務課、 農村振興課、林務課、水産課の7名、委員長を含めまして計8名、今回のこの今金地区の 件では一人欠席し7名で、審議をいたしまして決定しております。

資格決定の後、入札参加の通知を各8者に行い、入札を平成20年8月27日に支庁で

行い、「株式会社 草間建設工業」が落札額1,321万9,500円、落札率90.1% で落札致しまして、9月1日契約を締結しました。

契約後の9月10日に当課の主任監督員が施工体制の打合せで、当該業者と打合せをした際に、応募要件であります面工事の履行経験がある技術者の配置について確認したところ、配置できる方がいらっしゃらないということがその場で確認できたので、一度お引き取りをいただいて、内部で検討したところ、もう一度、十分事情を確認する必要があるということで、翌日9月11日に、またお越しいただいて、支庁にて面談をし、事情を確認しているところでございます。その過程で、応募要件にある面の履行経験を有する技術者の配置がかなわないということが判明致し、契約約款に基づく履行が確保できないということで、このまま契約を履行することができないという打合せをさせて頂きまして、契約約款に基づく契約解除の方法について打合せをさせて頂いたところでございます。

打合せの中で、配置ができないという(契約解除に至る)理由が明らかになったものですから、今回の契約が履行できない理由を添えて、当該業者の方から解除の申し出があったということで、9月16日に申し出をいただいて、翌17日に契約解除の通知をしたという経過でございます。

その後、檜山支庁から、北海道知事、担当部局の農政部長あてに競争入札参加排除該当者報告書を9月19日に提出しているところでございます。資格者が、面工事の経験のある技術者の資格要件を、錯誤によって誤認識したとの申し出であり、契約を解除したためという該当理由を添え、檜山支庁長から(本庁に)提出しました。

(農政部)

9月19日に(檜山支庁から)参加排除の報告があったので、それに基づいて、10月4日に競争入札参加者審査委員会に諮り、参加排除について審議しております。

排除の理由につきましては、工事について本人の申し出により契約の解除したということで、その事実に基づき地方自治法に定められている規定により、参加排除に該当するという結論を得たので、それにより、10月16日に道から業者へ参加排除処分の通知をしております。その内容は、平成20年10月17日より平成21年4月16日までの6ヶ月間の入札参加資格の排除です。

(委員長)

第一回目の苦情のあった際、参加排除の解除を認めないとした理由は何ですか。その判断は誰がしたのですか。

(農政部)

それは、競争入札参加資格審査員会の審議を踏まえて、農政部長が判断し、知事名で通知しております。

(農政部)

苦情処理については、苦情処理要綱で、審査担当部長が回答するということになっておりまして、農政部の方で苦情を受けて、苦情内容について関係部と協議をして文案作成の上、農政部の方で回答を出しております。

(委員長)

こちらの質問に対する説明は今のでよろしいですか。

(農政部)

はい。

(委員長)

今回の案件は、行政側が、本来要求すべき調書を省略しているということから、始まったのではないですか。当然、確認しなければならないことを確認しないということから問題が発生しているのではないですか。

出さなければいけないものは全部出して頂いたんですか。省略したものはないんですか。 (農政部)

規則に決められた調書は全部提出して頂いて、全て来たものはチェックしております。 ですから定められた様式が漏れていたとか、そういう事実はありません。

(委員)

技術者の経験のところで問題があったということなんですが、求めていた実績と、業者側から出された錯誤したものについて、どういう風な不具合があったのか。不具合があったということは、何らかの錯誤が起こりうるようなものだったと思うが、それを事前に審査したときにチェックできなかったのか。

まず業者側が錯誤して提出した、その錯誤して提出されたものの事前チェックが漏れていた、これがこの問題の発端だと思うが、具体的にどういう点で錯誤があったのか、どういう点が資格として不十分だったのかというのを説明頂きたい。

そして、それは簡単に錯誤してしまうものなのか、業者側の重大な間違いだったのかというのが問題の最初にあると思うのです。その点をお聞きしないと、問題の所在というのが十分理解できないのでよろしくお願いしたい。

(農政部)

先ほど説明しましたように、農業農村基盤整備である、暗きょ、客土の面工事であるということで、これらの工事を行う場合は、個人の財産である水田に手を加えるので、今まで経験のない人は工事ができない。過去の実績が重要だということで、過去5年間に面工事で監理技術者、主任技術者として配置した人を、基本的に要件として設定しております。ただ、公共団体の実績、今回の場合は5百万円以上の実績があれば、誰でも入札に参加はできます。それでまず、最初に5百万円以上の官工事の実績があるか調書を出してもらいます。この過去5年間で技術者に面工事の経験があるかどうかの確認は、先ほど説明した、「要件確認表」に○をつけてもらったもので行いました。この時に、本事案はC(クラス)工事で、小規模な事案に付き、事業者も従業員が3人しか居ない状況です。従って、公告の時にこれ(技術者)を特定しますと、この従業員を、土木現業所等の他の工事に貼り付けることができなくなりますので、名前は特定しないけれども、そういう人は居ますねということで、○をつけた確認書を提出してもらい、それで技術者を確認しております。

面工事がどういうものかというのは、概要書で公告しており、ホームページにも出しておりますし、閲覧書類も出しておりますので、内容を読めばわかるようになっております。 参加資格審査に当たっては、当然それを読んでいるという前提で○をつけていると考えております。

入札して落札者が決定し、契約する際「○が付いてはいるが、この人は誰ですか。」と 特定しようとしたときに「実はそれは面工事ではなく、排水工事の経験だった。」、「排 水工事の資格では農地をいじった経験がない。」ということになった。過去に面工事の経 験のない業者がやった場合トラブルが非常に多く、「やはり、実績がないと無理ですね。」、本人も「そうです。」ということで、業者の方から○を付けたことには事実の誤認があったので取り消したいとの申し出があり、契約の取り消しに至ったものです。

この様式も含めて制度上定められたものは全て提出いただいております。

(委員)

「入札仕様書」には「面工事において」と書かれていますが、面工事が何を示すかという詳細につきましては、入札の仕様書には書いていなかったということで判断してよろしいですか。

(農政部)

仕様書というか、入札前の公告に全て載せております。入札に参加しようとしている人 が誰でも読める入札説明書に記載し、配付しております。

(委員)

この案件に関しては、公告の中に(面工事とは)どういう工事か入れていたということですね。

(農政部)

然り。

(委員長)

資格審査する時には、制限付一般競争入札実施要領があって、5の(1)のウに」配置 予定技術者調書」というものを提出してもらうということになっているんですよね。これ を本件では提出を省略しているんですよね。

(檜山支庁)

「調書」を提出してもらう案件は3億円以上である。今回は予定価格で1千数百万円で、 3億円に満たないので、金額として該当しない案件です。

(委員長)

要領の規定は「省略することができる」という規定ではないんですか。

(農政部)

「求めない」ということです。

(委員長)

「求めない」ということですか。

(農政部)

「求めない」ということで決めておりますので。

(事務局)

それは要領上は違うのではないか。要領上は「省略することができる」としか書いていないです。

(檜山支庁)

応募要件は、支出負担行為担当者が定め、公募しております。その際「調書」は必要ないということにしている。

(委員長)

だから、それは「できる」規定ではないのですか。必要ないという規定ではないでしょう。省略できるという規定ではないんですか。そうなっているはずですよ。

(農政部)

…。実は、制限付一般競争入札という制度を作った段階では、従来の公募型、簡易公募型、地域限定型の多用な入札を一般競争入札のなかに一元化するということで、こうした取り扱いになりました。この時に、公募型指名競争入札で従来やっているものは、配置予定技術者の調書を付けることになっていた。逆に、簡易公募型指名競争入札と地域限定型一般競争入札でやっていたものについては、配置予定技術者の調書は付けないことになっていた。その制度を一元化したときに、要領上は「できる」という形でやっていますけれども、基本的な運用においては、従来、公募型指名競争入札でやっていたものについては、配置予定技術者の調書を付け、簡易公募型指名競争入札、地域限定型一般競争入札、一般の指名競争入札については、配置予定技術者の調書を付けないという整理をしているというのが現状でございます。

(委員長)

この制限付き一般競争入札実施要領の運用を見ると、予定価格が3億円未満の工事においては、配置予定技術者の調書の提出を省略させることができるという規定になっているんですよ。そういう規定なのにその規定を無視してやっているということですか。できるという規定で、当然に省略するという規定ではないのですよ。

(農政部)

できるという規定になっているのですから、あとは、支出負担行為担当者がどうするかを判断するかです。

(委員長)

だから、全部省略していいという規定では無いということを、まずはご理解して頂く必要があるんじゃないですか。

今回、この調書を省略した理由は何なのですか。

3億円未満の工事については全件省略しているんですか。今までの工事については。 (農政部)

省略しております。農政部だけではなく、この事案だけではなく、農政部、建設部、水 林部でも全て省略するという中でやっている。

(委員長)

この配置予定技術者調書というものが出されていれば(資格がないと)事前に判りましたか。

(農政部)

はい。(資格がないと)判りました。

(委員長)

それでは、(配置予定技術者調書を)省略したことが一つの原因になっているわけですね。

(農政部)

然り。それは間違いのないことです。

(委員長)

それでは、これを省略した場合、これに替わる確認手段として何があるのですか。 (農政部) それが先ほど申しました「要件確認表」(制限付一般競争入札応募要件確認表)です。 (委員長)

要件確認表というのは業者が○を付けるだけの表ですよね。

(農政部)

然り。業者が○を付けてくるものです。

委員長のおっしゃることがパーフェクトなやり方なんですが、なぜ調書を書略するかと申しますと、公告から発注まで1ヶ月くらいかかり、その間、その人(技術者)が、町役場の工事にも登録できなくなります。なので発注の機会を奪うということになります。やってもいいのですが、3人しかいないところで、1人を(技術者として)登録しちゃうと、土現や役場の入札に参加できなくなってしまいます。ですから、公告している期間は、(技術者が)いるという前提でやっておりますので、入札するときに特定するので良いのではないかということで、特に規模の大きいものについては(技術者を)特定させますが、規模の小さい工事については、特定させないで(制限付一般競争入札応募要件)確認表でやって、(業者が)受注した工事の中で、経営上一番有利なものに人を付けるということで、人(技術者)がいなくなれば辞退をしてもらうということでやっている。これは、小規模のCクラス、Dクラスの業者には受注の機会を多く与えるということでやっています。

(委員長)

そうしますと、業者の方から提出された〇を付けた表(制限付一般競争入札応募要件確認表)を、発注者側でどのように確認審査をやっているのですか。

(農政部)

(技術者の)確認に際しては、これ(制限付一般競争入札応募要件確認表)を信頼して、 入札の時まではチェックしておりません。

(檜山支庁)

受付の際には間違いないか確認している。社長が来る場合と従業員が来る場合がありますが、(提出に)来た人に確認をしています。

ただ、委員長がおっしゃいましたように「必ずできますね」というような、細部まで、 確認することは難しいですが、会社が提出した書類については、これについては間違いな いですねというように、受付時に確認を行っております。

(委 員)

「配置予定技術者調書」というのには、予定という言葉が入っているのですけれども、 「配置技術者調書」なら変えられないですけれども、あくまでも「予定」として、(工事を)取れるか取れないか判らないという状態で、もし取れたらこの人がなりますよという 意味合いの書類ではないか。

予定で出させておきながら、他の工事の入札の参加に制限がかかるというのはおかしくないか。これは過去を含めてそのように運用しているのですか。

(農政部)

配置予定技術者は、あくまでも「予定」で良く、資格等があればその人でなくて構わない。理由によっては変更も可能です。また、入札時に変更も可能だ。変更届を出してもらえばいい話です。経験のある技術者が数人いれば良いのだが、本事案のように小規模な場合は、そう何人もいないので、自ずとその個人が特定されてしまうことになる。

(委 員)

妙な話ですね、名前を出さないでその人の実績を出させて審査していれば、このような ことは起きなかったと思うんですけれども。

名前を特定しないで、技術者をAさん、Bさん、Cさんとして出させれば良かったのではないかと思うんです。どうしてそのようにできなかったのですか。

(農政部)

簡便な方法として、(制限付一般競争入札応募要件)確認表を出させた訳ですが、この 委員会の意見も踏まえまして、確認表以外のものについても検討していく必要があると考 えております。

(委員長)

特定の工事の施工経験を参加資格として求めているわけですよね。それをきちんと確保 できるかどうか資格審査の段階で書類で審査すべきではないのですか。

(檜山支庁)

委員長のおっしゃるとおりですが、業者にコピーの負担が出るし、チェックする側にも 負担が増えることになる。また、この様式(制限付一般競争入札応募要件確認表)を定め ておりますので、先ほど委員のおっしゃったAさん、Bさんも、この書類の欄で専任でき ることを、書類を1枚づつ出さないでこの書類で処理しているということだ。現状として は、全道的にこの書類で処理しているが、今問題になったように、検討の必要はあるかと 思います。

(委員長)

そちらで行った資格審査というのは、要件表に○を付けてもらって、○が付いているかどうかチェックしたという、ただそれだけのことですよね。

(委員)

○を付けなかったら申請できないわけですから、あるなという確認だけですよね。そん なのは審査じゃないですよね。

(委員一同)

同感だ。

(檜山支庁)

外に提出書類は、別に必要な部分で、契約書の写しなど出してもらっています。履行経験などは出していただいておりますが、配置要件までは出してもらっておりません。

(農政部)

書類の作り方で、この○だけでは確認できないので、いろいろな書類を添付するというのは今後の課題だと思います。

従来は指名競争入札でしたので、こちらが業者の実績などは把握していたが、一般競争入札は広く募集します。そこでも、いろんな制限を付けると指名と同じように(業者が)絞られることになるわけです。そうすると、土現を含めていろんな工事があり、業者も得意な工事がある中で、どの工事に入札できるかはやってみなければ判らないわけで、色々な書類を提出させて業者をがんじがらめにしていったら、折角の一般競争入札も新規参入者がいなくなってしまう。そうすると参加資格のハードルは下げるべきであり、入札するときに、その技術者が居てくれさえすれば良いということになる。

こちらの工事を落札してからではだめですが、土現などで利益率の大きな工事があれば そちらを受注してもいいわけです。そのようにしてチャンスを増やす必要がある。

業者は、公告を見て、どの工事がいいか考えて参加してくるわけです。一千万円の工事を行うのに、どのような工事か判らない、公告も読んでいない、ホームページも見ていないという会社が工事をやれるわけがない。我々は、業者が○を付したなら、当然、そういう前提で参加していると考えており、そこを疑い出したら、何千件もあるC等級工事が進まなくなってしまう。入札がストップしてしまう。ですから、両方のニーズのせめぎ合いの中で、参加資格のノーチェックはもちろんだめだが、間口を広げながら、チェックをしなければならない。そのチェックの必要度合いとして、参加するときにチェックを行うのが一番いいのですけれども、技術者がいるか否かの確認はする(要件表で)、参加資格を確認する。ただ、入札は公告の1ヶ月、2ヶ月後なので、その間に土現や町の入札があればそちらに参加する、その期間の中で経営に有利なものを選べるようにする。ただ、契約時には徹底チェックしますよと、その時点で間違いがあればペナルティーが来ますよということで、今回のような契約解除などがあればペナルティーが来ますよというのは当然説明しております。

(委員長)

そうすると、業者の人が間違って出してきたと。資格の審査は〇をチェックしただけで終わったと。その資格審査のやり方については何の問題もなかったとおっしゃる訳ですか。 (農政部)

一覧表の取り方などの問題は別にして、現行の制度の中では欠けることなく執行されている。

(委員長)

次に、入札参加排除処分の決定の仕方なんですけれども、これは、審査担当部長が必要 に応じて事実を調査、確認の上で競争入札参加者資格審査委員会で審議するということに なっているわけですよね。この審査委員会は実際には開かれているのですか。

(農政部)

開いております。

(委員長)

どういう形で行われているんですか。

(農政部)

事案がありましたら、基本的に幹事会をやる。これは発注担当部、出納局の課長が幹事になりまして、審議を行います。審査担当部の方で事案の内容、過去の事例等を説明して、事案の事実確認をして、それに基づいた決定の内容を説明します。それが、幹事会で了承を得られたら、それを競争入札資格審査委員会に諮るという形で、今回の事案については、書面審査で行われております。

(委員長)

そうすると、審査委員会の下に幹事会というものがあるのですね。ここが実質的な審査 を行うわけですか。

(農政部)

然り。審議を行っています。

(委員長)

で、今回は、この幹事会をやっているわけですね。

(農政部)

然り。

(委員長)

それで、実際の審査委員会は書面審査とおっしゃいましたが、これはどういうことですか。

(農政部)

実際には、毎回、各委員の時間がとれないということで、書面決議という形で決裁を取らせて頂いております。

(委員長)

書面を持ち回って決裁をもらったということですか。

(農政部)

然り。

(委員長)

じゃ、この委員会というのは、正しく機能しているんですか。書面で持ち回るだけの委員会というのであれば、委員会といえるんですか。審査委員会でどのような議論があったとかは何もない、ただ持ち回ってハンコをもらったというだけですか。

(農政部)

そうです。

(委員長)

議事録もないわけですね。審査委員会には。

(農政部)

持ち回りの決定書しか書類はないです。

(建設部)

委員長、すみません。建設情報課ですが、今、議論になっている競争入札参加者審査委員会の事務局を担っておりますので、この委員会のシステムについてご説明致します。

この競争入札資格審査委員会というのは、道の行政組織規則に基づいて設置されている 委員会であり、この目的は、道の行う一般競争入札に参加する資格を有する者の参加排除、 又は、道の行う指名競争入札に参加する者の参加排除もしくは指名停止に関する必要な事 項の調査、審議、意見の具申に関することということで、指名停止や参加排除について審 議する委員会です。

これは、地方自治法の施行令に基づき、「普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当すると認められるときは、その者について、3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。」定めによるものです。

今回の事案は、「正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。」であり、地方自治法に基づき一般競争入札に参加させない基準ですとか、期間ですとかは、道の競争入札参加者資格関係事務処理要綱の中で定めておりまして、その中では、競争入札に参加させない場合の例示として、「業者の責めに帰すべき理由により契約を解除された場合」、その期間については、当該認定をした日から1年以上3年以内と定めております。

この審査委員会でどのようなことを審議するかということなんですが、その事案が指名 停止に該当するか否か、該当するとすればその期間はどれに該当するかを審議するわけで す。事案が該当するかしないかは客観的な事実に基づいて判断するわけですから、例えば 逮捕、起訴されたとか、公取(公正取引委員会)が排除命令を出したとか、課徴金納付命 令を出した等ということで、事案について逮捕されたことが正当なのか我々が判断するわ けにはいかないですから、そういう客観的な事案で判断をすることになります。

今回の事案につきましては、この工事において、乙側(業者)から、資格者の認識が錯誤であったと申し出があり、資格要件に該当する技術者を配置することが困難であるということで、乙側から契約解除の申し出があり、結果、契約を解除して、なおかつ、契約の解除に伴う違約金を支払っているということで、我々としては、客観的な事実として契約解除があって、乙の責に期すべき案件ということで判断したわけです。

通常は指名停止も含めて、排除案件というのはかなり件数があり、月に1回や2回の幹事会というのは必ず開きます。指名停止等については迅速に対応しなければならないということで、早急な決裁を仰ぐということで、審査委員会の委員である各部の部長の決裁は持ち回りでもらい、その後、委員長である副知事のところへ、我々事務局が説明し、最終的な委員会の判断として、書面でさせて頂いているのが通例でございます。

重要な案件、例えば、先ほどの指名停止期間の問題でありました、半減の措置について 今後やらないというような案件については、委員会を招集して、その中で議論をして決定 しておりますが、通常の指名停止等については、文書による委員会の開催としております。 (委員長)

入札の参加停止をするという決定を行う委員会ですよね。不利益処分を課す委員会です よ。その委員会のあり方として、決裁持ち回り委員会というのは、あまりにも形式的にな っていると思うんですよ。

この間、問題になった、指名停止業者の入札参加の問題も、指名停止期間の半減の問題 もこの委員会で審査されていますよね。ですから、この委員会のあり方、中身、一体どう いうことがなされているのか、そして委員会の結論としては、果たして、きちんと正しく 議論されて決議がなされているのか。その辺りが、私は今のお話を聞いてて疑問を持った。

この審査委員会では議事録などは作っているのですか。今回のは作っていないようです ね。持ち回りのは。

(建設部)

審議された内容については、全部書面で残しておりますので。

(委員長)

議事録は公開しているのですか。

(建設部)

議事録という形では残しておりません。

議論された部分について、ペーパーで予め議論の内容について示しておりますので、その中で、客観的な事実が指名停止の要綱に該当するかしないか。この場合については該当するという判断ですので。

(委員長)

この委員会の透明性を高めるということで、お考えにならなければいけない点があるの

ではないでしょうか。

どういう風に開かれて、どういう議論がなされて、そしてこういう処分に至ったということですよね。そのあたりは、処分を受ける業者にとっても大事なことですし、それから、 国民や市民の目から見ても大事なことですし、委員会の設置主旨に添った本来のあるべき 機能を果たすためにも透明化を図るべきではないのかなと思います。

(建設部)

この委員会の運営等について、審議の内容については公表しておりません。

(委員長)

次に、苦情申し立てに対する対応についてですけれども、苦情申し立てに対しては農政 部のご判断でされたのですか。

(農政部)

審査担当部ということになっております。

(委員長)

農政部だけの判断ですか。

(農政部)

先ほどの委員会の審議を踏まえてということです。

苦情の内容について、意見を書くということについては知事名で回答するということから、関係部と、どのような対応をするかということをご相談させて頂いて、部として判断しております。

(委員長)

処分する際には審査委員会の審査があるわけですよね。苦情申し立てのあった場合の判断については、担当部だけでするということですか。

(農政部)

要領から見ると、審査担当部がやることになっているので、内容については、関係する部とご相談の上というようなことになっております。

(委員長)

根拠はそうなっているんでしょうけれども、なぜ農政部だけで判断するのだろうなと思います。苦情申し立てに対しては、第三者というか、もっと広い目で審査された方がいいのではないかと思いますが。

根拠規定自体に問題があるんじゃないでしょうか。担当部だけで判断するという仕組みは直すべきではないんでしょうか。

(農政部)

関係部と協議してみます。

(委 員)

先ほどお話がありましたように、一般競争入札ということになると、かなりの中小業者が当然入ってきますよね。

大手になりますと、自分のところの実態が判っておりますので間違いはないと思うんですけれども、中小が入ってきますと、十分に理解しないまま(入札・契約事務が)進んでいくということが多々あると思うのです。そういう中で考えますと、今後については、そのあたりも踏まえて対応していかなければ、このような事案は増えていくのではないかと

懸念するのです。ですから、そこはどういう形で、チェックリストで対応するのか、あるいは再度書類を取るのかというところの対応が、手間はかかるとは思うが、今後、重要になってくるのではないでしょうか。

ただ、お話を伺っていまして、中小の立場で考えますとね、自分が理解していなかった ことについては問題はあろうかと思いますけれども、錯誤により誤って入札したという場 合の結果が、この場合は半年となりますが、非常に重いのかなという気がします。

あと、委員長が言われましたように、決定は審査委員会、決定したことについての業者からの申し出に対しては、審査委員会ではなくて、担当部だけでやるということにつきましてもね、ある意味では片手落ちになるのかなという気もします。

(農政部)

今のご批判もごもっともだと思います。特に、今後、新規参入など増えてきますと、我々も理解していないという前提でチェックをするという体制が必要ですし、個人を特定しなくても、この様式をちょっと変えればできるなという反省もある。この辺を、今回の事案で、我々も今後、考えて行かなければいけないと思っております。

苦情処理も今回が初めてなので、処理の仕方は制度全体の話ですが、処分が委員会で、 苦情処理が各部というのがいいのかも含めて、今後考えていかなければいけないと思って おります。

(委 員)

今までは、確認書に○を付していれば、信じて入札に参加させて、その後、やっぱり技 術者配置できませんということになれば業者の責任であるということで、事前というより も半ば事後審査というような形になっていますが、いざとなって、技術者を出せなければ 業者の責任であるという前提で審査を行っていらっしゃるんですか。

(農政部)

今回は、たまたま結果がこうなったということで、基本的には事前にパーフェクトに審査を行えば良いのだが、今回は、業者が勘違いされたケースである。本来ならば受付の時に間違いないか確認していれば、あるいは特定せずとも、もう少し注意をすれば、あるいはチェック表を細かくしていれば判ったんでしょうけれども、それを今回は勘違いということで、処理が進んでしまい、お互いの対応でこうなってしまった。その辺は反省しておりますが、制度、仕組み的には、(ご指摘の)そういう前提で(審査を)行っている訳ではありません。

(委員)

審査した側にどれくらいの責任があるのかということで、今回の事案の指名停止の期間が決まるのではないかと思うのですけれども、今のところは、フォーマルな手続上、業者の側から技術者の配置ができませんと解約を申し出てきたので、フォーマルには、100パーセント業者が悪いという形になっていますけれども、今のお話ですと、審査の方にも責任があるということですが。

(農政部)

本人が申し出ているので、本来1年のところを6ヶ月にしています。要綱の2分の1規定を最大限使うことでも委員会では議論になったんですよ。だが、今回は、相手に悪意はなく、2分の1にするということで委員会に諮りました。本来、もっと短くしたかったの

でいろいろ検討したのですが、要綱上2分の1の規定しかないので、本来1年のところを 半分の6ヶ月にしております。ですから、相手が一方的に悪いのではなくて、こちらもち ゃんとチェックしていれば判ったということで、1年を半分にしたという経過がある。

(委 員)

今回は、指名停止すべき事例にあてはまってしまうので、適用せざるを得ないということでしょうか。

(農政部)

然り。結果的に契約解除という形しか出てこないということで、途中がどうあれ、瑕疵があろうが無かろうが、まあ、我々としてもあるのですけれども、最後の部分をいえば、地方公共団体との契約を、どんな理由があれ解除してしまったということでこうなった。

(農政部) どういう契約解除がいいかと、甲側(道)も一方的に解除できるのですが、これでは重たくなるので、相手側から、勘違いしていましたということで申し出を上げたというかたちなので、それじゃ、情状酌量しようということで2分の1規定を使ったのです。

(委員)

業者の側は、最短でも半年間の指名停止になると判って出したんですか。

(檜山支庁)

面談の中では、指名停止になる可能性があるとのお話はしております。ただ、期間の話はしておりません。

(委 員)

苦情が出てもめているのは、指名停止になるのなら出さなきゃ良かったということです よね。

(委員長)

想定外のことになっているから苦情申し立てということになったわけですよね。

(檜山支庁)

それは、両方のお話を聞かなければ判らないと思いますが、私どもは(業者と話し合った内容は)記録を残してございます。私どもの職員2人で対応しております。

(檜山支庁)

何ヶ月とは言えませんので、重いペナルティーがある。それは、こちらから契約解除を しようが、そちらから申し出をしようが、契約解除という結果しかありませんというお話 はさせてもらっております。

(委 員)

財務の立場から申し上げますと、指名停止になると契約は一切取れません。受注の分はあります。よくわからないのですが、この業者については当然公表されますので、資金繰りがつかなかったら倒産ということも考えられますけれども、その辺は何か、倒産しないような方法は、地方公共団体としては一切考える余地はないということですか。ある意味では、錯誤である、悪意ではないということがあります、それと、今は冬ですから、工事の発注はないと思うが、これは4月まで(参加排除の期間)ですか。そうすると、来年の夏場の工事にも参加できないということにもなりますよね。その辺のところがどうなるのか。

(農政部)

これは、契約解除という事実行為に基づき規定でやっているものだ。談合ということであれば、北海道も開発局も町も全てだめですけれども、これは甲乙間(当事者である道と業者)の問題ですので、北海道の入札は排除ですけれども、役場とか開発局の仕事はできます。この事例の場合は、町の工事を受注しております。

ただ、規定がありますので、契約を解除したという事実を無視することはできない。 (委員)

業者が間違えたのは確かなのですが、道側の制度上の不備があったというのは確かにあって、自分たちが一方的にペナルティを課されるというのは、やはり納得できないと思うのです。そういう状況で来年の夏の工事も入れないという形で排除されるというのは、不公平感というのか、「あなた達はそれで死なないでしょ、でも僕は死んじゃうんだよ」って思うんですよ。それをどう判断するかというのが次の問題だと思うんです。

(農政部)

今回の事案は、程度の問題はありますが、業者には、契約解除や指名停止の話など全部して、結果はこんなに重いのかと、想定外というのもあるかもしれないですけれども、そういう手続きは我々もやったつもりです。何の説明もせず、いきなりドンとやったものではないので、町の仕事や、倒産の危険などのことも聞いて、そうすれば(契約解除の)申し出をすればいろいろ情状酌量もあるかもしれないという一連の流れの中でやっています。委員のおっしゃるとおり、発注者側は強い立場にあるのは判っているが、できる範囲、法に触れない範囲のいろんなものを、今回、我々はやったつもりです。相手方にこちらの思いが伝わらず残念であり、こちらももう少しチェックを完璧にやれば良かったという反省・課題はあるが。

(建設部)

指名停止の方からの議論をされているわけですが、乙の責任で契約を解除しなければならなかったのか、違約金を取らなければならなかったのかという、根本的な部分の話だと思うんです。そこら辺のところも含めた整理にならないと、単に指名停止がどうのこうのという話じゃなくて、契約の部分から起因する指名停止の話ですから、指名停止としては、先ほどもいったように機械的に客観的な事実として対応していかざるを得ないものですから、甲乙の関係では、契約を継続するのか、双方合意で破棄するのか、違約金をどうするのかという部分の対応も必要なんだと我々は考えております。

(委員) 形式的には、業者の責任でというところはぼやけているのですね。業者から解約を申し出たというところは確かですけれども。

(建設部)

いえ、違約金を取っていますから。乙の責任で契約を解除すると違約金、損害賠償請求 が発生します。

(委 員)

それをもって、フォーマルな形で向こうは責任を認めたと。その後、いろいろ苦情を申 し立てていますけれども、そちらは契約上はフォーマルな扱いにはならないのですよね。

違約金を払ったという時点で、向こうに責任があって、苦情では向こうが一方的に悪い とは認めていないわけですよね。どれをとって具体的な処分をすべきかというのは私は判 りませんけれども。

(農政部)

再苦情として担当部長が判断するときに、審査委員会で契約の解除に基づいて入札排除 6ヶ月と判断して、事実が変わらない限り担当部長としては委員会をもう一度開いて契約 排除は間違いでしたとはできない。ただ、事実関係が変わってくれば、契約の解除について本人は申出ていないし、事実関係も変わってきましたというのであれば、委員会を開くこともできますが。事実が変わらない以上は基本的にはそのまま踏襲しなければいけない。我々の部局としては、再苦情を受け付ける部署であるとともに、各支庁の契約を指導する部署でもありますので、支庁の方に行政として落ち度がなかったのか、落ち度があれば担当部長としてのやり方も変わりますので、制度の欠陥は別にして、今の制度の中で事務処理を行うように指導しております。

後は支庁で甲乙間で誤解を解くなり話し合ってやってくれと。檜山支庁長が契約担当者として、どう考えるかということで対応していくこととなる。ただ、向こうは弁護士をつけて、損害賠償を請求するということをいっているので、そうなれば、こちらが良かれと思っていったことでも問題となってくることがあるので、対応が難しいというジレンマとしてすこしあるので…。

(委 員)

まとめさせていただきますと、現在の制度では、確認書だけで済ますことができるので済ませたと。ということは、意図はわからないですけれども、実質的には業者のいうことを信じて〇を見たら参加させようと、そして、技術者を配置できなかったら業者の責任であると。この現在の制度の中でそうなってしまったので、業者に責任があって指名停止にしたという理解でよろしいですか。

(農政部)

然り。

(委員長)

この案件については、一定程度議論がされたと思いますので、時間の関係もありますので、審議をこの程度にとどめますが、いずれにしてもこの問題は、道の行っている資格審査の方法に問題があると考えざるを得ないのではないか。特定の工事の施工経験を業者側に参加資格として求めているわけですから、それについてきちんと審査の段階で審査すべきであったと思います。それを業者の方がチェックミスで〇を付けたということを業者だけの責任にするのは、やはり片手落ちではないのかなと思います。

私としては、本件は道側の確認ミスの方が責任としては重いと考えます。

問題点としては、次の2点が考えられると思います。

まず、今回指名停止措置を受けた業者の取り扱いですが、農政部も認めているとおり、 支庁が要領に基づく資格審査をきちんと行っていれば、この業者を入札に参加させること はなかった。今回の指名停止の根拠となる契約解除には至らなかったということでありま す。ですから、10月16日に発した入札参加排除の処分は直ちに取り消されるべきでは ないかと。

2点目として、今後こうした事態が起きることのないよう、資格審査の仕方を改善すべき であり、農政部はもとより、今回の処分に関わった建設部も含め、道としての改善方策を 取りまとめて当委員会に報告して頂きたいということ。この2点であります。この2点について農政部の方からお聞かせ頂けますか。

(農政部)

我々としては、資格審査は制度に則ってやったと思っておりますので、処分を取り消す ということになりますと、参加排除を決めた資格審査委員会の考えもありますので、関係 部と打ち合わせ、協議を行いまして、今回いただきました委員の意見等も踏まえて、今後 検討して参りたいと考えております。

資格審査のあり方については、このままでいいのか、業者の勘違いやミスを防ぐ方向でいるいろ方策を検討して参りたいと考えております。

(委員長)

処分は取り消すんですか、取り消さないんですか。

(農政部)

この場ではちょっと私の判断だけではちょっと…。

(委員長)

だって、6ヶ月の参加排除ですから、いつまででしたか。もう処分は発効していますで しょ。来年4月までですよね。時間的余裕がないんですよ。猶予が。

(農政部)

…、これは組織判断ですので、上司の判断を仰がなければなりません。この場で私だけでは決断はできません。

(委員長)

それでは、担当部の方々は、一時退席して頂けますか。

一 委員間での対応協議 一

(委員長)

それでは再開いたします。ひとつ確認させてください。配置予定の技術者調書を省略した理由をもう一度説明してください。

(農政部)

基本的には、(業者が○を付けた)確認書で、(発注者と業者間の)信頼関係でやれるということで、大規模なものは別にして基本的にはCクラスの工事にあっては、契約段階で十分確認できるということです。

各関係部署、業者の要望も含めて、制度的にも認知を得て、省略しても大丈夫だという ことでやっているところです。

(委員長)

この点に関して、道の方で事前審査をしなくてもいいということか。

(農政部)

確認表で足りるということです。

(委員長)

実際に〇が付いているのを見るだけで済むこと。それ以外にもう審査しなくてもいいということですか。

(農政部)

今回の事案については、そういうことで処理している。大規模ではないので。

(委 員)

確認するが、大規模ではないものは全件、この〇付きだけで処理をしているということか。

(農政部)

然り。

(委員長)

全件審査する必要はないということですか。

(農政部)

然り。

(委員)

提出された書式を見ると、○を付けただけの簡単なものだ。例えば、2行にして、きちんと工事名とかを書くように欄を付けておけば、業者側はそれを見て書くようになり、今回のような錯誤を防止する一助になると思う。

これまで簡略化されたもので済ませているから、ほとんどチェックしていないに等しい。 (農政部)

そこら辺の様式は、制度全体を含めて今後検討して参ります。

(委員長)

それでは、この件については、事務局で委員会の意見案を作成して、それを各委員に承認を得た上で、公表するようにします。

また、本案件は次回委員会において、再苦情の審議ではなく「議事」として議論します。 農政部においては、次回委員会において、先ほどの改善方策の報告と併せて「委員会意 見」に対する措置状況を報告してください。

(事務局)

委員長、「委員会意見」は、参加排除の処分の取り消しということですか。

(委員長)

然り。取り消しです。

それでは、以上をもちまして、本案件に係る再苦情の審議は終了いたします。

ほかに事務局の方から何かございますか。

(事務局)

今回は、只今の(再苦情)の審議が急遽加わったので、抽出審議はできませんでしたが、 次回はまた山本委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

(委員長)

山本委員よろしいですか。それではよろしくお願いします。

では、次回の委員会がこのメンバーによる最後の委員会となりますが、事務局におかれましては、次回委員会の日程を調整してください。

それでは、これで委員会を終了致します。お疲れ様でした。